



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.99

発行：東濃西部広域行政事務組合

コンビニ後払い決済サービス

ネット通販を利用した際、コンビニ後払いの決済サービスを利用したことがある人はたくさんいると思います。コンビニ後払いは商品確認後に支払いができ、クレジットカード不要で利用できる便利な決済手段です。このサービスは、消費者が支払うべき代金を決済事業者が販売業者に立て替える「立替払い型後払い決済」という3者間の契約関係の中で決済が行われるしくみで、2002年から始まったまだまだ新しいサービスです。決済手段に関する主な法律の適用がなく、通販トラブルと組み合わせた場合、安易に支払いを拒むことができず、解決が難しい場合があります。現状、トラブル解決への対応は、決済事業者の自主的な取り組み次第となってまいります。今後、法整備が進み、消費者が安心して使えるサービスになるよう、何かトラブルがあった場合はご相談ください。



こんな相談ありました



SNSをみていた際、素敵な靴を発見。クリックして購入手続きをし、送られてきたメールに記載のある銀行口座に代金を振り込んだ。入金後3日以内に発送すると書いてあったが1か月たっても届かない。購入した際の画面にはたどり着けない。

通販の悪質サイトによる相談が後を絶ちません。商品が届かない、商品が届いても注文した商品と違う、商品の質が悪いなど様々な理由がありますが、いったん代金を支払ってしまうと、お金を取り戻すのは容易ではありません。①支払い方法が銀行振込しかなく、振込先の口座名義が個人、②ブランド品が極端に安いなどの場合は、悪質サイトの可能性が高いので注意が必要です。

12月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	20件
訪問販売	10件
訪問購入	0件
通信販売	34件
連鎖販売	5件
電話勧誘	1件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業